

健全な水循環の再生

目指す姿

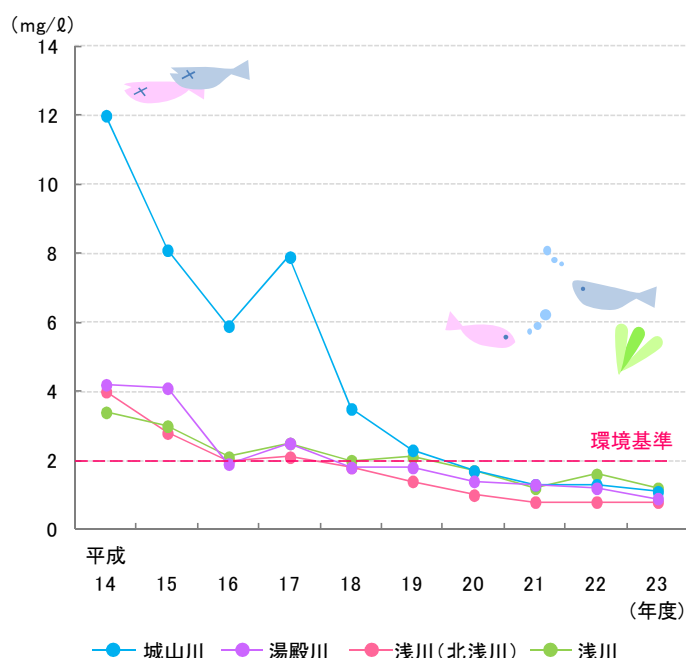
豊富な湧水と清らかな川の流れに守られ、多種多様な生きものが生息しています。そして、安全な川の水辺には人々が憩い、やすらぎ、子どもたちも安心して遊んでいます。

現状・課題

- 水は大気から雨となって大地にしみこみ、湧水・河川を経て海に流れ再び大気に戻ります。水の循環は水質の浄化や多様な生態系の保全とともに、人々の生活になくてはならない水環境を支えています。
- 河川整備においては治水の観点だけでなく、人々が水と親しめる環境づくりも重要視されています。市では市民と協働し水辺における体験活動や河川の清掃活動などに取り組んでいます。
- 下水道が整備されたことにより、河川の水質は改善し清流が戻りつつあります。今後は、多種多様な生きものが生息できるよう生態系への配慮が求められています。
- 農地や森林の減少による保水力の低下に加え、建物やアスファルトなどで覆われた地面からは雨水が地下にしみこみにくく、地下水が減少しています。地下水の減少は湧水の枯渇や河川の水量の減少となるため地下水の涵養が必要です。
- 集中豪雨による水害などが懸念されています。自然災害を未然に防ぐために、災害に備えた治水対策が必要です。

データ

■河川別 BOD 測定結果



※BOD とは、生物化学的酸素要求量の略です。河川の水質汚濁の指標として使用されています。

関連する個別計画・条例

環境基本計画、水循環計画、環境基本条例 など



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 水資源の保全と再生

- 地下水の涵養をはかり湧水・河川に豊かな水量を取り戻すため、水田・畑地の活用や雨水浸透施設の設置促進などに取り組みます。
- 市民・事業者・市民活動団体などとの連携により湧水の保全に努めます。

2 良好な水質の保全

- 河川の水質をより良好な状態に保つため、公共下水道の接続率向上や下水道整備対象区域外における浄化槽の適正管理など、生活排水対策をすすめます。
- 河川水質の調査や事業場の排水に関する検査・指導を適切に行います。

3 生態系に配慮した憩いの水辺づくり

- 大人も子どもも水と親しみ、憩うことができるよう、市民・事業者・市民活動団体などとの連携により河川・湧水・池などの水辺環境を整備します。
- 水辺の生きものの実態を把握し、多種多様な生きものが生息できる水辺づくりをすすめます。

4 総合的な治水対策の推進

- 豪雨による浸水被害を軽減し水害から市民の命と財産を守るため、河川・水路・雨水管の整備を推進します。
- 河川や水路への雨水流出を抑制する対策をすすめます。

行政の役割

- ◇ 地下水の涵養に向けた取組の推進
- ◇ 生活排水や工場排水対策の推進
- ◇ 市民が憩い、多種多様な生きものが生息する水辺環境の整備
- ◇ 総合的な治水対策の推進

市民への期待

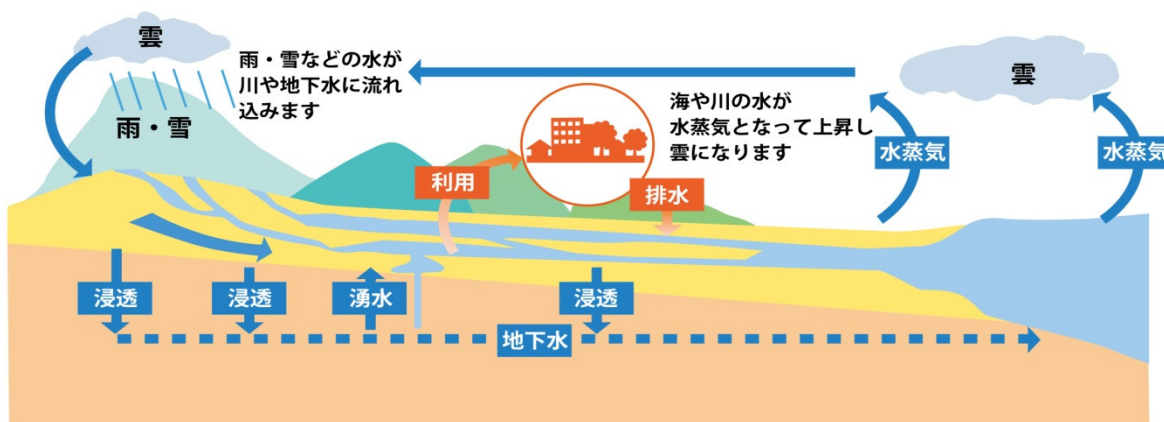
- ◇ 水と親しむ機会を持つ
- ◇ 源流域の森林・里山・農地・水辺（湧水）の保全に興味を持つ
- ◇ 川にごみを捨てない
- ◇ 雨水浸透施設を設置する

目標設定

施策に対する指標	現状値	目標値	
		平成 29 年度	平成 34 年度
水辺に親しめる場所の数	128 か所 (平成 24 年度)	135 か所	142 か所

河川や湧水、水路など水辺の親水性の向上の度合いをはかる指標です。水に親しみ、憩うことができる水辺の増加を目指します。

水の循環



豊かなみどりの保全と活用

目指す姿

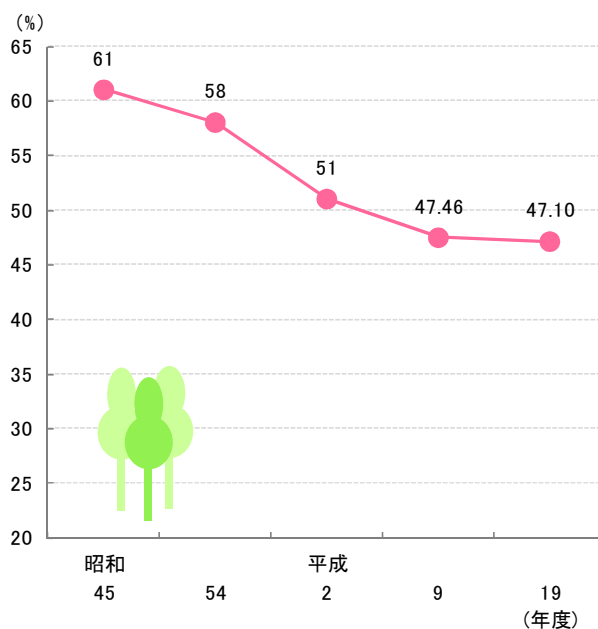
市民との協働により守られた豊かなみどりの中で人々が憩い、多種多様な生きものとふれあっています。そして、市民の誰もがみどりの多いまちに誇りを持っています。

現状・課題

- 平成 19 年度の調査によると本市は市域の 47.1%が樹林地となっており、豊かなみどりに恵まれています。平成 23 年の市政世論調査では、八王子市に住みたいと思っている市民はほぼ 9 割を占め、多くの人がその理由に自然の豊かさをあげています。
- 森林や里山などのみどりは、CO₂の吸収による地球温暖化防止や水源域としての水量の確保・水質の浄化作用だけでなく、多様な生態系を保全する機能も持っています。
- 森林・水田・畑地などが一体となった「里山」は多種多様な生きものを育むとともに、人々の生活に多くの恵みを与え自然とともに暮らす独特の文化を育んできました。
- 森林では間伐などの手入れが行き届かず、一部では荒廃がすすんでいます。そのため、保全のための制度が必要となっています。
- みどりを守る様々な制度がありますが、みどりが失われる土地利用を防ぐため、みどりの保全のためのさらなる取組が必要です。

データ

■ 樹林地率



関連する個別計画・条例

環境基本計画、みどりの基本計画、環境基本条例、緑化条例 など



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 みどりの確保

- 水源涵養や景観形成など、みどりの持つ多様な機能を踏まえ適切な保全に努めます。
- 斜面緑地保全区域・緑地保護地区の指定や公有化などにより、市街地周辺の良いみどりの保全をすすめます。

2 みどりの適切な管理と活用

- 市民・事業者・市民活動団体などとの連携により森林・里山の管理をすすめ、みどりの持つ多様な機能を高めます。
- 森林や里山を市民の環境学習や憩いの場として活用します。
- 高尾山及び周辺地域について、関係機関と連携し利用環境の整備や啓発を行うことで適切な保全に努めます。

3 人と多種多様な生きものとの共生

- 多種多様な生きものや生態系が存在する生物多様性の大切さを啓発し、市民の理解と関心を高めます。
- 動植物の実態を把握し、人と自然が共生しながら多種多様な生きものが生息できる環境を保全します。



行政の役割

- ◇市街地周辺や森林・里山のみどりの保全の推進
- ◇森林・里山の管理と活用の推進
- ◇生物多様性の啓発とそのための環境保全



市民への期待

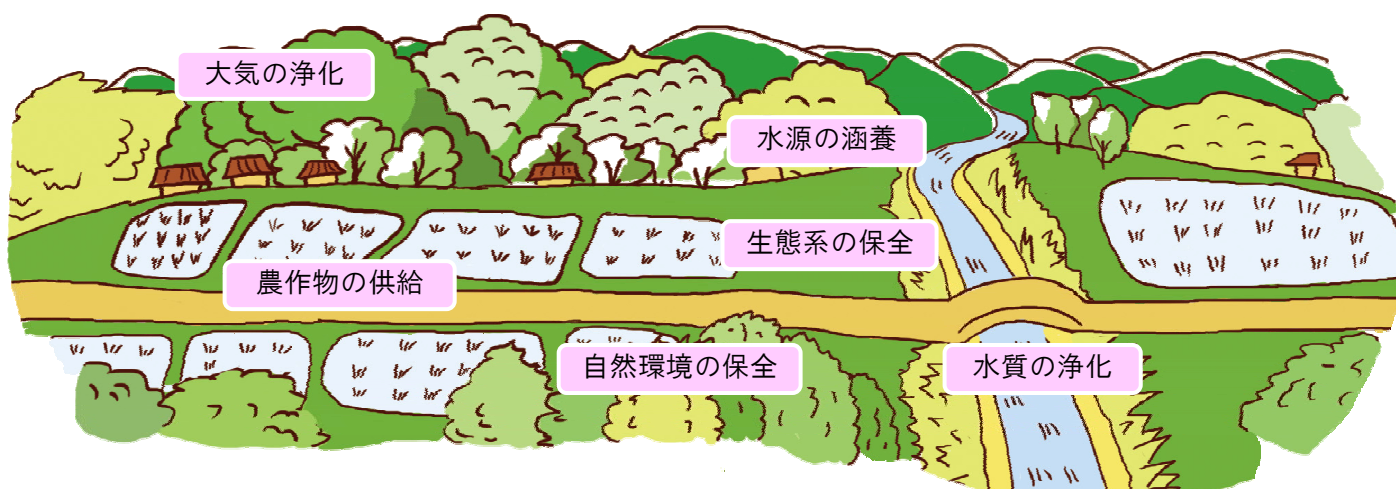
- ◇みどりの機能を理解する
- ◇みどりと親しむ機会を持つ
- ◇みどりの保全活動に参加する
- ◇森林や里山にごみを捨てない

目標設定

施策に対する指標	現状値	目標値	
		平成 29 年度	平成 34 年度
保全の対象とした緑地面積	149.1ha (平成 23 年度)	160ha	170ha

みどりの保全への取組の度合いをはかる指標です。緑地保護地区の指定などにより保全した緑地の面積をこれまでの取組を踏まえ、今後5年ごとに約10haずつ増加させることを目標とします。

■里山の機能



安全で良好な生活環境の保全

目指す姿

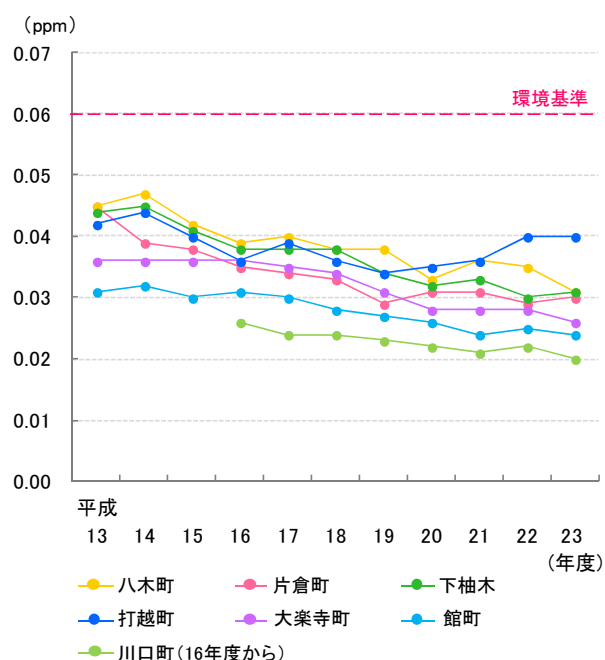
大気汚染や有害化学物質などによる暮らしへの影響を未然に防ぎ、適切に下水道の維持向上をはかることで、誰もが安全で良好な生活環境の中で暮らしています。

現状・課題

- 市は環境汚染の対策について、事業者などへの規制・指導や環境監視により、市民の安全と健康の確保をはかってきました。今後も引き続き、市民の健康や生態系への影響を最小限にする対策が必要です。
- 騒音・振動については、公害の中でも市民の生活環境に密接に関連しており、様々な発生源への対応が課題になっています。
- 生活環境については、「悪臭」や「空闲地の適正管理」に対応してきましたが、敷地内に大量にごみが放置されるなど、新たな問題も発生しています。
- 全市域で下水道が整備されたことにより都市機能が向上しました。一方で、整備開始から50年以上が経ち、施設の適切な維持管理が重要になっています。

データ

■大気中の二酸化窒素（NO₂）測定結果



関連する個別計画・条例

環境基本計画、水循環計画、環境基本条例、八王子市民の生活環境を守る条例 など



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 大気汚染の防止対策

- 工場・事業場に対するばい煙の規制指導などを適切に行うとともに、光化学スモッグ発生抑制に向けて関係機関と連携して対応します。
- 自動車排出ガスの低減をはかるため、自動車交通の円滑化や低公害車の普及促進などに取り組みます。

2 有害化学物質などの適正管理

- 有害性のある多種多様な化学物質について、工場・事業場に対する適正管理等の規制指導を行います。

3 騒音・振動の防止対策

- 工場・事業場などに対する騒音・振動の規制指導を適切に行います。
- 自動車交通による騒音・振動の低減をはかるため、自転車・公共交通の利用を促進します。

4 良好な生活環境の確保

- 身近な生活環境を守るため、ハチの駆除や空閑地への対応など地域と連携しながら適切な対策をすすめます。
- 環境美化について、市民の意識の向上や地域における活動の推進に努め清潔な生活環境を確保します。
- 放射性物質や放射線量については、必要な対策を実施し情報提供を行うなど市民の不安を解消します。

5 下水道機能の維持向上

- 市民の快適な生活と河川の水質・水量を確保する下水処理を適切に行います。
- 下水道管の長寿命化を計画的にすすめます。
- 安定的かつ効率的に下水道事業を運営するため、市が単独で処理している公共下水道については、都が運営している多摩川流域下水道への編入をすすめます。



行政の役割

- ◇ 大気汚染軽減に向けた低公害車の普及促進
- ◇ 工場・事業場に対する適切な規制指導
- ◇ 身近な生活環境の保全
- ◇ 適切な下水処理の実施



市民への期待

- ◇ 公共交通の利用やエコドライブを心掛ける
- ◇ ごみのポイ捨てをしない
- ◇ 台所で油を排水として流さない
- ◇ 隣人に配慮した生活を心掛ける

目標設定

施策に対する指標	現状値	目標値	
		平成 29 年度	平成 34 年度
生活環境が以前と比べ良いと感じている市民の割合	53.1% (平成 23 年度)	56%	60%

生活環境（水・みどり・ごみ・大気・騒音・振動など）についての向上の度合いをはかる指標です。10 年後には 5 人に 3 人の方が以前と比べよくなったと感じていることを目標とします。

■ 大気汚染の測定室位置図

